

第3章

都市景観の形成の 目標と 基本的考え方

1	都市景観の形成の目標	76
2	都市景観の形成の基本的考え方	77
	（1）都市景観の形成の基本的考え方	77
	（2）都市景観の形成の目標	78
3	地域の設定	81

1 都市景観の形成の目標

本市は、十ヵ町四門前といわれた城下町時代の町割を今に残すとともに、各時代の特色を現す歴史的景観が随所に見られます。また、田畑や雑木林、大小さまざまな河川などからなる田園や水辺、樹林などの自然的景観にも恵まれています。一方、近年の都市化により、中心市街地の高層化や周囲の農村部の住宅地化、工業団地の造成などの市街地的景観が形成されました。さらに、市民と行政が、協働を通して本市の歴史や文化を活かした景観まちづくりを進めてきました。

このように、本市の都市景観は、固有の歴史や自然、文化に培われ、さらに市民が関わりを持ち続けることで育まれてきました。今後も本市では、この「川越らしさ」を意識し、市民と行政の協働による取り組みを推進することによって、多様性に満ちながらも、今まで以上に実効性のある都市景観の形成を進めていきます。

[第3次総合計画将来都市像]

ひと、まち、未来、みんなでつくる いきいき川越



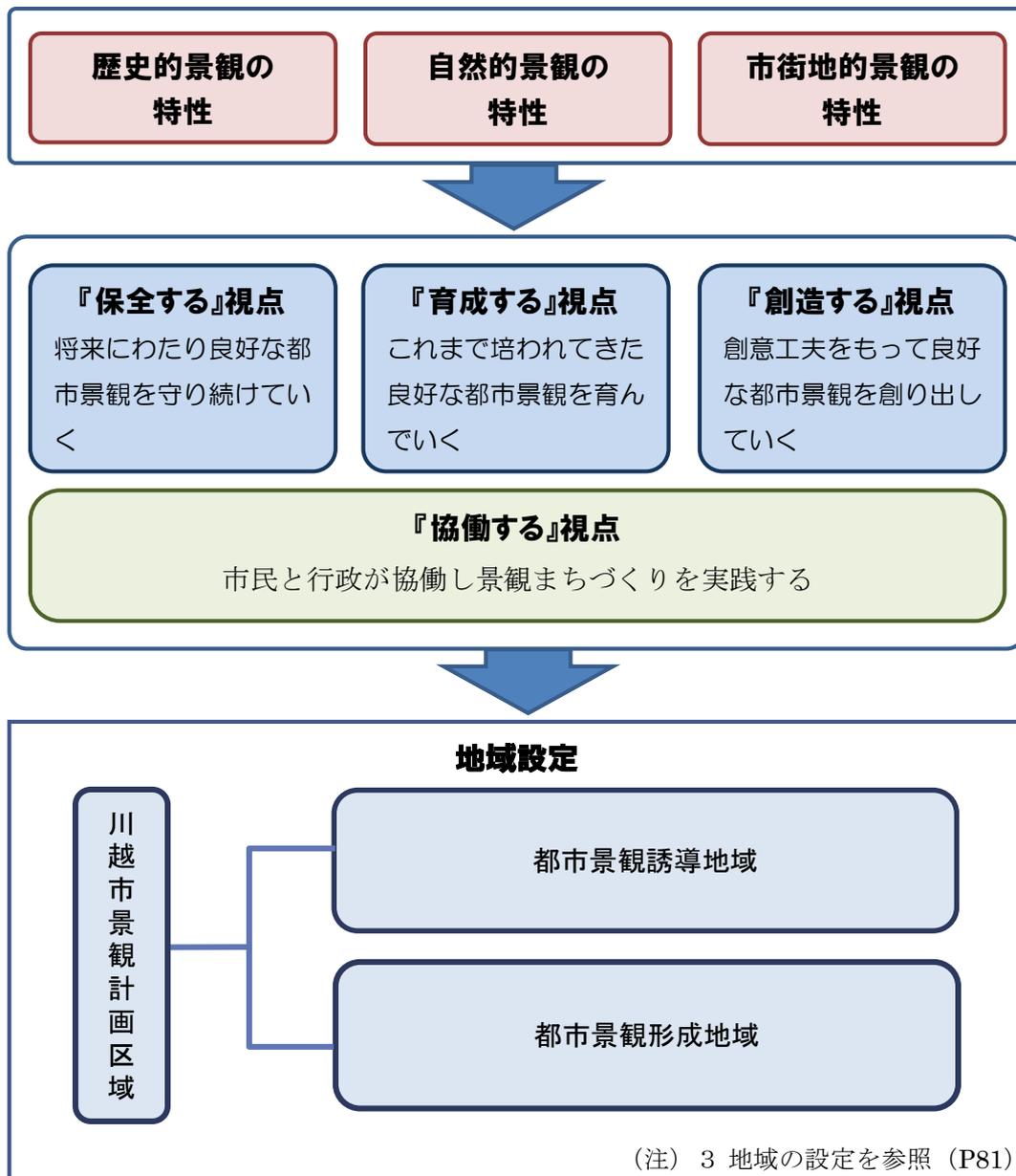
[都市景観の形成の目標]

「川越らしさ」を創出する都市景観の形成の推進

2 都市景観の形成の基本的考え方

(1) 都市景観の形成の基本的考え方

川越らしい都市景観の形成を考える際に、川越市都市景観条例の目的にも挙げられている保全・育成・創造に協働を加えた4つの視点を重視した取組みが大切です。これらの視点を有機的・重層的に機能させることが、川越らしい都市景観の形成の実現につながります。



(2) 都市景観の形成の目標

① 『保全する』視点 【将来にわたり良好な都市景観を守り続けていく】

【歴史的景観】

- 指定文化財等の保全に努めることにより、歴史的景観の形成の核とします。
- 伝統的な建造物の保全に努めることにより、本市ならではの歴史的町並み景観を生かした歴史的景観の形成を図ります。
- 歴史的な生活文化景観の保全に努めることにより、地域の歴史や文化の継承を図ります。

【自然的景観】

- 河川や沼からなる水辺景観、広がりのある田園景観、武蔵野の面影を残す樹林景観などの保全に努めることにより、自然的景観の形成を図ります。

【市街地的景観】

- 既存の良好な住宅地景観等の保全に努めることにより、市街地景観の形成を図ります。

② 『育成する』視点 【これまで培われてきた良好な都市景観を育てていく】

【歴史的景観】

- 伝統的な建造物の保全・活用に努めることにより、本市ならではの歴史的町並み景観の育成を図ります。
- 地域の歴史や文化を継承する歴史的な生活文化景観の育成に努めます。
- さまざまな歴史的・文化的資源の育成を通して、歴史的景観の形成を図ります。

【自然的景観】

- 河川や沼からなる水辺景観、広がりのある田園景観、武蔵野の面影を残す

樹林景観などの育成に努めることにより、自然的景観の形成を図ります。

【市街地的景観】

- 既存の良好な市街地的景観の育成に努めます。

③ 『創造する』視点 【創意工夫をもって良好な都市景観を創り出していく】

【歴史的景観】

- 伝統的な建造物の保全・活用に努めるとともに、街路などの公共空間と一体となった歴史的景観の創造を図ります。
- 生活環境の質を高め、誰もが暮らしやすさを実感できる歴史的景観の創造を図ります。
- ユニバーサルデザインに配慮した歴史的景観にふさわしいパブリックデザインの推進、導入を図ります。

【自然的景観】

- 緑化の推進に努めることにより、潤いのある都市景観の創造を図ります。
- 生活環境の質を高め、誰もが暮らしやすさを実感できる自然的景観の形成を図ります。
- ユニバーサルデザインに配慮した自然的景観にふさわしいパブリックデザインの推進、導入を図ります。

【市街地的景観】

- 街路などの公共施設と一体となった質の高い市街地景観の創造を図ります。
- 主要な公共施設は、質の高い市街地景観の創造が図れるように努めます。
- 生活環境の質を高め、誰もが暮らしやすさを実感できる市街地的景観の創造を図ります。
- ユニバーサルデザインに配慮した市街地的景観にふさわしいパブリックデザインの推進、導入を図ります。

- 町並みへの調和に配慮をしつつも、個々の建物については、川越らしい個性のある市街地景観の創造を図ります。
- 賑わいが求められる場所では、潤いと限界性のある市街地景観の創造を図ります。

④ 『協働する』視点 【市民と行政が協働し景観まちづくりを实践する】

- 市民と行政が、互いに協力し合いながら都市景観の形成を図ります。
- 市民、専門家、事業者、行政など、様々な主体が自発的に景観まちづくりに取り組むことのできるような環境を作ることによって、都市景観の形成を図ります。
- 表彰制度や川越百景の活用、シンポジウム等の景観まちづくりに関する情報の発信を通して、都市景観の形成への意識づくりや景観教育への関心を高めます。
- 伝統的な技法や職人の技術の継承に努めることにより、都市景観の形成に資する知識や技術の普及に努めます。
- 市民との協働による良好な都市景観の形成を通して、安全で安心して暮らせるまちづくりを進めます。

3 地域の設定

良好な都市景観の形成は、地域の魅力の向上に加えて、より広域的な都市としての魅力を高めて行く上で大切です。

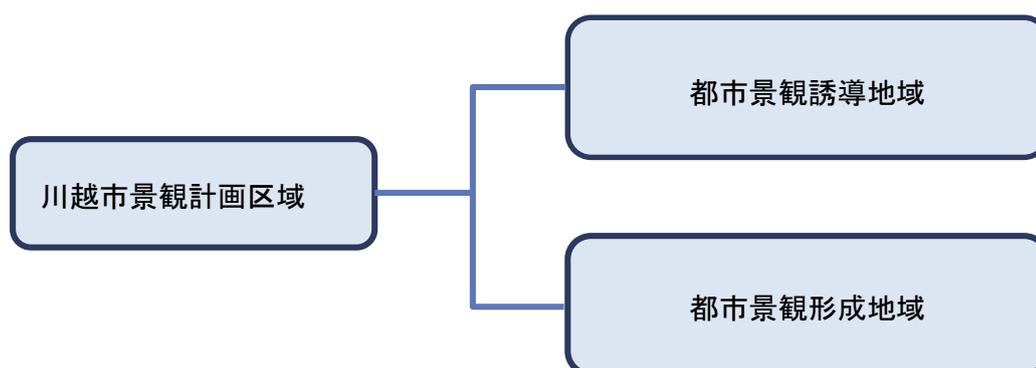
景観計画の区域は市域の全てとしましたが、区域内には、都市景観の形成上、共通の特性と課題を持ち一定の広がりをもった地域があります。こうした地域については、地域ごとに個別の届出対象行為と都市景観形成基準を定め、より重点的に都市景観の形成を図る必要があります。

そこで、景観計画区域を「都市景観誘導地域」と「都市景観形成地域」に区分し、それぞれに都市景観形成基準を定め、都市景観の形成を図っていきます。

「都市景観誘導地域」は、都市景観の形成上影響の大きい大規模な建築物や工作物について、立地する地域の都市景観の特性を考慮しながら計画を進めることにより、良好な都市景観の形成を図る地域です。計画の対象となる市全域のうち都市景観形成地域を除いた地域となります。

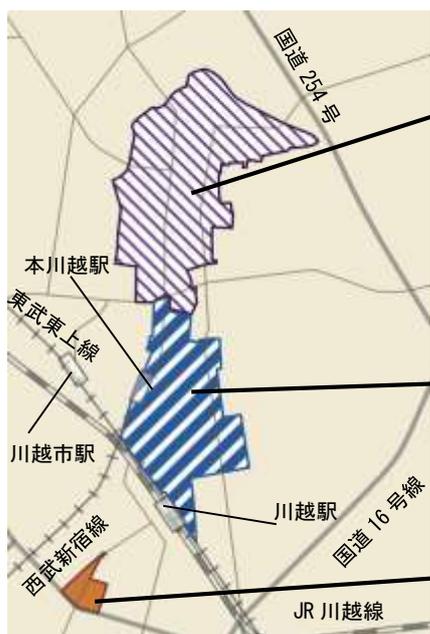
「都市景観形成地域」は、それぞれの地域の都市景観の特性を考慮しつつ、地域の方々と行政が協働しながら、重点的、かつ、きめ細やかに都市景観の形成を図る地域です。

それぞれの地域に対して、届出対象行為と都市景観形成基準を定めます。



なお、都市景観形成地域については、今後、都市景観の形成を重点的に図る必要があると認められる地域の方々と協働し、新たな地域指定を進めていくものとします。

図3-1 地域区分図



【名称】川越十カ町地区都市景観形成地域
 【位置】志多町、宮下町1丁目、宮下町2丁目、喜多町、元町1丁目、元町2丁目、大手町、幸町、末広町2丁目、仲町、松江町2丁目の全部、連雀町の一部
 【面積】約78.0ha

【名称】クリアモール・八幡通り・中央通り周辺地区都市景観形成地域
 【位置】新富町1丁目、新富町2丁目、脇田町、通町、南通町の全部、連雀町の一部、中原町1丁目の一部
 【面積】約52.0ha

【名称】川越駅西口地区都市景観形成地域
 【位置】新宿町1丁目の一部、旭町1丁目の一部
 【面積】約4.9ha